

平成30年度 第2回 特別職報酬等審議会 会議録

日 時／平成30年10月4日（木）9：00～11：45

場 所／庄内町役場西庁舎 会議室

出席委員／川井利光、渡会正、阿部勉、秋葉正一、富樫仁、日下部忠明、高野学、足達正善、田澤縁、伊藤和美

アドバイザー／小野英一（東北公益文科大学准教授）

事務局／総務課長 海藤誠、総務課主査兼総務係長 高田謙、総務係主任 佐藤成紀

会 長： 忙しい中全員から出席いただき感謝したい。

6月の町議会議員選挙でも定員に満たず1名の欠員となった。報酬の関係もあつたのか、議員のなり手がいない難しい時代になったと感じる。この審議会においても議会のあり方についての検討も含めて、よりより庄内町のために議論していきたいと思うのでよろしくをお願いします。

【協議】

(1) 諮問についての審議

① スケジュールについて

会 長：この審議会における今後のスケジュールについて事務局から説明を願う。

※事務局：配布資料の確認と資料1の説明

事務局：今後のスケジュールについては、3回目を10月下旬として、今回の協議内容を踏まえて議長、事務局長との意見交換の場を持ちたい。11月中旬に予定の第4回目では、3回目までの検討内容を踏まえて答申書の素案についての協議を予定している。11月下旬の第5回目で、答申書をまとめる予定である。ただし、結果として5回の審議会ですまれない場合は、継続審議も有り得る。

会 長：事務局から説明があつたが、この流れで進めていくということによろしいか。

委員一同：了

② 庄内町議会議員について

会 長：資料をもとに事務局から説明を願う。

※事務局：資料2～6の説明

会 長：ただ今の事務局の説明を受けて質問や意見を出してもらいたい。

委 員：会議の費用弁償とはどういう意味合いか。

事務局：庄内町議会と言うと、議会や全員協議会等の公的な会議に出席した場合に、移動等に対して交通費（車代）に相当するものとして支給している。

事務局長：1kmあたり何円という支給の方法もあるが、庄内町では隣接地域までは1,000円、立谷沢地区から余目地区といった場合は1,500円を支給している。

委 員：資料では費用弁償のない町村もかなりあるようだが、そういった町村では費用弁償は支給されていないのか。

事務局長：そのような町村では、費用弁償についても議員報酬に含まれていると判断しているものと理解している。

委 員：常勤一般職員の給与について、どの自治体も同じというわけではないのか。

事務局長：県の人事委員会勧告に準拠するケースが多いが、それまでの自治体の経緯や職員組合との協議等により異なる。庄内地方の町については、ラスパイレス指数でも確認できるように総じて低い状況にある。

委員：前回資料にあった議員の共済費について、誰のための共済費なのかを説明してほしい。この共済費は現職の議員に支払われているのか。

事務局：平成23年に地方議会議員年金制度が廃止になり、その時点で受給権があった方には年金として現在も支給されている。議員年金制度が赤字運用されていた時代は借入をして年金の原資に充てており、その償還が現在も行われている。そういった費用も共済費の負担金として自治体から共済会に納付している。ただし、この負担金については交付税措置により国からの補填を受けている。

委員：それでは、この共済費は現職議員の年金や退職金として支払われることはないのか。

事務局長：現職議員に支払われる共済費ということではない。制度廃止時に受給権がなかった方には一時金としてすでに支給しており、その時点で受給権があった方は一時金として受給するか、年金として受給するかの選択ができた。制度廃止となったことにより、受給者はいるが被保険者がいないという制度になっている。年金として支給する原資がすでにないため、そういった費用を自治体で負担している。

委員：現職議員に支払われるわけではないのに、前回資料では議員一人当たりの金額が記載されているのはなぜか。

事務局：自治体が納付する共済負担金の算出根拠として「現職議員ひとり当たりいくら」という方法となっているため、資料もそのような記載になっている。

委員：国が年金制度を廃止したり様々な制度変更を行ったりといった場合、我々としてはそういった情報をどこで得ればよいのか。

小野先生：省庁の検討会や研究会等で方向性が示され、その後制度化されるケースが多い。それらの情報は、各省庁のHP等で得ることができる。

会長：地方議会議員年金制度が廃止になった理由として、市町村合併により議員定数が削減され被保険者数が減少したことや、議員勤続12年で受給資格が得られたことなどに対して国民の批判があったことも原因と考えられる。ただ、議員年金が廃止されたことも、若年層を中心とした議員のなり手不足の一因となっているのかもしれない。

委員：前回の審議会でも庄内町議会は議員活動日数が多いという話が出されたが、これらの活動の中で必ず出席しなければならないものと、そうでないものについて説明してほしい。

事務局：前回配布資料の29年要請書19ページに記載されている中で、「定例会、臨時会、常任委員会、議会運営委員会、議会広報委員会、特別委員会、全員協議会」が公務として必ず出席しなければならないものに当たり、それ以外については議会活動の一環や諸行事の案内があつての参加になるものと認識している。

事務局長：費用弁償の対象となるのも公務として参加した会議等のみとなり、それ以外については基本的に費用弁償の対象とはならない。

会長：全体にわたって他に質問等はないか。

委員：期末手当の加算率は町村毎で異なるのか。

事務局：期末手当については、支給月数に加算率を加えて実際の総支給額となるが、支給月数も加算率も一律とはなっていない。加算率に限れば、県内町村の加算率は40%となっている町村が多いが、これは全国的にみて高い方に位置している。H28年度のデータによると、全国820町村中で25%以上の加算率となっているのが126町村となっている。

会長：議会のあるべき姿、方向性について、「集中専門型、多数参画型、現状の庄内町型」皆さんはどのように考えるか、ご意見をいただきたい。

委員：当面は「庄内町型」でよいと思う。集中専門型も多数参画型も現状での導入は難しいのではと考える。議会では2回にわたり報告書を取りまとめてきた経過もあり、報酬額についてもこれを尊重してもよいのではないのか。

会長：町で行ったアンケート内容については、両極端な意見も見られた。今日の審議会で結論を出す必要はないが、他の委員の皆さんはどのように考えるか。

委員：今すぐ「集中専門型」「多数参画型」へ移行することは難しいと思うので、現状としては「庄内町型」で仕方ないと考える。議会の中に「将来はどうか」について考える研究会を設け、しっかり研究してもらいたい。報酬については、据え置きでいいと思う。

会長：前回の審議会でも先進事例を含めて様々な話を聞いたが、それらを受けてどう考えるか。

委員：庄内町の人口規模や財政規模を考えても、議会報告書にある24千円程度であれば他町村の報酬水準と比較しても住民の理解は得られるものと考え。ただ、議員定数は14人まで削減すべき。

委員：議会での発言を見ていると、商業関係の活性化に関する質問が少ないと思う。少数精鋭で専門性の高い議員が政策提言までしてくれるようであれば、これまで以上に議会に期待できる部分も出てくる。専門的になりすぎると住民の声が吸い上げられづらくなる側面もあるが、そこは行政区長の役割を見直すことで、対応も可能となるのではないか。

会長：議会議員を農業の代表、商業の代表、若い人の代表といった枠組みで選出して、その立場で発言できるようになれば、より良くなる部分もあるとは思うが、現実としてはなかなか難しい。

委員：枠組みを決めての選挙というのは、国内ではあったのか。

小野先生：公職選挙法上、制度的に実施できない。

委員：女性議員が4人いたときはリベラルないい町だという評価もあったが、現在は女性議員も減ってしまった。

小野先生：女性議員が少ないといった話に関連するが、選挙区により選出する現行の選挙制度に対して、年代別や余命に応じて投票数等を設定するというアイデアについて提唱されている。ただし、実際に導入できるかとなると現実的には難しい。

委員：総務省が、あり方研究会の報告書を情報として出しても、いつまでに実施する

といった形で制度化しないと、自治体としても対応が難しいのではないかと。

小野先生：総務省としても議会のあり方について方向性を示してはいるが、実際にどのような形で法整備等を行っていくのかということまでは示されていない。

会長：現行制度では、「農業団体から支援を受けている」「PTA から支援を受けている」といった選挙運動を行うことしかできないのではないかと。

委員：以前は、議員の座談会や後援会活動等が今より盛んだったと思う。「農業の町庄内」をうたいながら、農業のことを理解していない。

委員：専門的な知識も必要であるし、どんな話題でも自分の意見が言えるくらいのオールマイティな知識も必要だ。以前は、議員自身が一生懸命勉強していた。今は、昔ほど議員のやる気が感じられない。

委員：議会広報を見てもなかなか評価できるような活動が見えてこない。もっと議員の顔が見えるような活動をしてもらえれば、他町村並みに報酬を増額したとしても、住民も納得するのではないかと。欠員が出ている現状でも議会運営上問題はないように感じるのだから、定数は二人くらい減らしても構わないと思う。ただ、報酬を上げれば優秀な議員が集まることも限らないので、どのようにすれば質の高い議員が集まるのか考えなければならない。

委員：もともと質が高い人が議員になる場合もあれば、議員になってから成長する人もいると思う。最初から議員の資質のある人が議員になるとは限らない。報酬が高ければ確かに専門性の高い人が集まる場合もあるが、「現状をどうにかしたい」と考える議員や顔の見える活動をする議員が増えるように、未来への投資のための議員報酬という考え方もあるのではないかと。

③町長、副町長及び教育長について

会長：三役の給与の額について皆さんからご意見をいただきたい。私の記憶では、以前は町長の給料は2万人以上規模の町だと国の事務次官並み、議員の報酬はその3分の1程度と暗黙の目安があった。旧余目町時代は最高で80万円以上になったが、その後景気悪化に伴い1割削減し、合併時に県内でも一番低い旧立川町に合わせて現在に至っている。合併以降、職員を含めた給与体制はかなり低く抑えられてきた。そのため、他町村並みに上げるという考えもあるかと思う。

委員：財政面が許すのであれば、議員を含めて三役給与も増額すべきかと思う。ただ、議員報酬については定数を減らした上での増額と考える。

会長：ちなみに三役は常勤の職員なので給与だけでなく、退職金が支給される。給与改定を考える際の参考にもなるので、制度の詳細を次回事務局から説明してもらいたい。

委員：他町村と比べて低い高いで考えるのも安易すぎると思うが、町民によるアンケートの回答はどうしても自分の暮らしと比較してしまうため、報酬の額については、町民に問うものではないのかもしれない。

会長：特別職は365日24時間が仕事であり、なかなか一般の人の仕事との比較は難しい。

小野先生：他町村と比較する方法もあるし、議員報酬との関係もあると思う。ただ、議会と三役では役割も違うため、三役の給与を検討するには頭を切り替えて議論

してもらい必要がある。

会 長：他に意見や質問はないか。

委 員：三役給与も据え置きで構わない。

委 員：町長は選挙で決まって副町長は町長が任命するが、教育長はどのように決まるのか。

事務局長：町長が提案し、議会の同意を経て任命される。任期は3年間となっている。

会 長：町長が提案した人を議会が否決したこともある。

委 員：その後、別の人を推薦したのか。

会 長：その時は誰も置かなかった。

委 員：議員定数というのは、奇数でも偶数でもかまわないのか。

会 長：定数自体は奇数でも偶数でもかまわない。採決時に同数の場合は議長や委員長判断になるが、基本的には現状維持となる。

委 員：答申するにあたって議員定数のことも関係するわけだが、町長には議員定数についての提案権はあるのか。

事務局長：議員定数の提案については、議会提案となる。

委 員：この審議会で削減と答申しても、議会でもう一度議論しないといけないのか。

会 長：町長には議会を解散する権限があり、議会が解散すれば選挙することになる。

委 員：公選法上の庄内町の議員定数は何人になっているのか。

事務局長：法定議員定数は、法改正により現在はない。

会 長：今回は議会との意見交換を予定しているが、あらかじめ議会に確認しておきたいことはあるか。

委 員：議会側に議員定数を削減する意向がないかについて確認してもらいたい。

会 長：類似団体の高島町、河北町は議員定数や報酬についてどう考えているかを確認してもらいたい。

事務局：高島町、河北町ともに来年改選を予定しているが、現段階ではどちらも見直しの予定はないとのことだった。

委 員：前回の小野先生の資料で議員定数と報酬は別の根拠で定めるべきとの記載があり、私も同感である。「定数は現状維持、報酬は増額」とする根拠を、議会としてはそれぞれ何に基づいているのかを確認してもらいたい。

(2) その他

会 長：次回以降の審議会の日程について事務局案はあるか。

事務局：今回は議会との意見交換をする関係で、事前に議会事務局と協議し、10/18、10/22、10/30を候補日と考えている。

会 長：次回の第3回は10月22日（月）午後7時からとし、第4回を11/15（木）午前9時から、第5回を11/30（金）午後1時30分からでよいか。

委員一同：了